ハ　届出が必要となる数量の変更の事由及び届出を行わなければならない期間　輸入、譲受け、引受け、捕獲その他の事由により飼養等をする特定外来生物の個体の数量が増加し、又は譲渡し、引渡しその他の事由により飼養等をする特定外来生物の個体の数量が減少した場合にあっては、当該事由が発生した日から三十日以内に環境大臣に届け出ること。ただし、学術研究を目的とした飼養等をするものであって、飼養等の許可を受けた日から一年ごとに、毎年、その許可を受けた日の属する月の翌月末までに、当該一年間に飼養等をした個体に係る次に掲げる事項を記載した報告書を環境大臣に提出することを条件として付する場合は、この限りでない。

(1)　特定外来生物の種類

(2)　一年間に飼養等をした個体の総数量、増減した数量及び現存量

(3)　数量の増減の事実が生じた日付及びその数量、相手方の氏名又は名称並びに許可番号

ニ　識別措置の内容を届け出なければならない期間、当該識別措置の内容及び当該届出の方法　個体を収容する特定飼養等施設に飼養等の許可を受けたことを示す標識を掲出し、かつ、当該標識の掲出状況を撮影した写真を届出書に添付し、当該個体の飼養等を開始したときから三十日以内に環境大臣に提出すること。

ホ　特定外来生物の取扱方法　特定飼養等施設の外で飼養等をしないこと。ただし、特定飼養等施設の清掃、修繕等のため、同じ敷地内に位置する他の特定飼養等施設への移動のため、又は他の場所への移動に用いる特定飼養等施設への収容のため、一時的に特定外来生物の飼養等を特定飼養等施設の外ですることとなる場合であって、その間、複数の取扱者の立会いの下、外部への出入り口を閉め切った室内において実施する等の適切な逸出防止措置を講じている場合は、この限りではない。

二十三　*Neolucanus angulatus*（アングラートゥスマルバネクワガタ）、*Neolucanus baladeva*（バラデバマルバネクワガタ）、*Neolucanus gigantes*（ギガンテウスマルバネクワガタ）、*Neolucanus katsuraorum*（カツラマルバネクワガタ）、*Neolucanus maedai*（マエダマルバネクワガタ）、*Neolucanus maximus*（マキシムスマルバネクワガタ）、*Neolucanus perarmatus*（ペラルマトゥスマルバネクワガタ）、*Neolucanus sandersii*（サンダースマルバネクワガタ）、*Neolucanus tanakai*（タナカマルバネクワガタ）、*Neolucanus waterhousei*（ウォーターハウスマルバネクワガタ）、*Cheirotonus*属（テナガコガネ属）に属する種のうち*Cheirotonus jambar*（ヤンバルテナガコガネ）以外のもの、*Euchirus*属（クモテナガコガネ属）全種、*Propomacrus*属（ヒメテナガコガネ属）全種、*Linepithema humile*（アルゼンチンアリ）、*Solenopsis geminata*（アカカミアリ）、*Solenopsis invicta*（ヒアリ）及び*Wasmannia auropunctata*（コカミアリ）

イ～ホ　（略）

二十四～二十九　（略）

公　告

諸　事　項

基本測量関係事項公告

基本測量の測量成果を得たので、測量法（昭和24年法律第188号）第27条第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成30年1月15日

国土交通大臣　石井　啓一

二十一　*Cheirotonus*属（テナガコガネ属）に属する種のうち*Cheirotonus jambar*（ヤンバルテナガコガネ）以外のもの、*Euchirus*属（クモテナガコガネ属）全種、*Propomacrus*属（ヒメテナガコガネ属）全種、*Linepithema humile*（アルゼンチンアリ）、*Solenopsis geminata*（アカカミアリ）、*Solenopsis invicta*（ヒアリ）及び*Wasmannia auropunctata*（コカミアリ）

イ～ホ　（略）

二十二～二十七　（略）

種類	地上画素寸法	実施時期	区域 整理番号	地区（地方）	面積
数値空中写真（正射画像）	20cm相当	平成29年	ＣＫＴ－2016－4	伊豆大島	114㎢
〃	40cm相当	〃	ＣＫＴ－2016－5	長瀞	48㎢

備考　空中写真の刊行日　平成30年1月16日